

豊島区監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、
令和5年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和6年10月17日

豊島区監査委員	小沼博靖
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	星京子

6 豊総総発第 538 号

令和 6 年 8 月 30 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高際 みゆき

令和 5 年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、
地方自治法第 199 条 14 項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和 5 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘事項に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	3. 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団について
監査結果報告における指摘事項		
(1) 就業規則の不備について 豊島区社会福祉事業団（以下、事業団）の「社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団正規職員就業規則」及び「社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団非常勤職員就業規則」に、事業団が運営する「ケアハウス菊かおる園」の施設区分及び職種名が規定されていないことが確認された。このため、同施設の職員に適用する勤務区分、始業時間、終業時間、休憩時間が欠如している状態である。就業規則は賃金、勤務時間等の労働条件や職場内の規律等について定めた職場における規則であり、労働基準法で作成義務等が規定されている。 とりわけ就業時間、勤務区分、当直に対応する就業時転換等は必ず記載しなければならない事項で、労働契約を締結する際に最も重要な事項である。事業団は速やかに必要事項を記載した規則に改正するとともに、所定の変更手続きを行われたい。 （対象課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団
原因・理由・背景 などの事情説明		開設当初は特養職員がケアハウス職員を兼務していたが、平成 22 年よりケアハウスの生活相談員及び介護職員を専従とした、その際にケアハウス職員の勤務時間等を盛り込むための就業規則改正を行わなかった。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 5 年 10 月 15 日
	誰が (どこが)	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団が
	何を (どこを)	正規職員就業規則第 29 条第 3 項及び 33 条第 2 項関係別表第 1 の改正を
	どのように 措置（改善） した（する）	ケアハウス職員の勤務時間等を盛り込むための就業規則改正（令和 5 年 10 月 31 日理事長決裁（遡及適用））を行うとともに 11 月 30 日に労働基準監督署への手続きを行った。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和 6 年 5 月 31 日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘事項に対する措置状況等報告書**

項目番号	第２	３．社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団について
監査結果報告における指摘事項		
(２) 不適正な契約手続きについて 「特別養護老人ホーム等の調理業務委託契約（令和４年４月１日～令和７年３月３１日（３か年））」において、入札方法や選定基準の未決定、見積書の徴取方法や契約書に記載する事項の未記載、押印漏れなど契約手続きにおける不備が確認された。事業団の契約等の取扱いについては、厚生労働省が発出した「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」を遵守するとともに、事業団が定める経理規程や事案決定に関する規程に基づき適正に対応しなければならない。 今回の契約は調理業務という入所者のサービス提供に深く関わり、３か年にわたる高額な契約案件であることから、慎重かつ適正に処理しなければならない事案である。事業団は契約業務等において公正な事務処理を徹底するとともに、再発の防止に努められたい。 （対象課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課）		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団
原因・理由・背景 などの事情説明		通知及び規程に則さない事務処理の慣行、特定職員への仕事の集中及び管理検証体制の不足等
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和６年４月２３日までに
	誰が (どこが)	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団が
	何を (どこを)	契約手続きにおける不備を
	どのように 措置（改善） した（する）	□各種指摘（課題）を解決するための体制整備 ・組織改正（令和５年１１月２８日理事会決定） 令和５年１２月１日、契約事務処理体制の再編に向け、新たに契約担当課長（時限ポスト：令和６年３月３１日廃止）を配置し、諸課題の解決に当たった。 □入札方法、業者選定基準及び見積書徴取方法の決定方法の見直し （指名業者選定委員会設置要綱に規定された指名業者選定委員会において指名競争入札により決定することになっているが、所定の手続きが踏まれておらず、かつ法人としての意思決定も起案書等で確認できない現状となっていた。） そこで、通知及び各種規程に則した適正な契約手続きを進めるために、新たに、「令和６年度以降契約計画」（以下、「契約計画」という。）（令和５年１２月１８日理事長決裁）及び「給食調理業務プロポーザル方式及び業者選定委員会設置要綱」（以下、「要綱」という。）（令和６年４月２３日事務局長決裁）を作成した。入札方法は「契約計画」においてプロポーザル方式にすること、さらに、令和６年４月２４日開催の給食調理業務プロポーザル方式及び業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、プロポーザル方式を含めた競争入札（ハイブリッド型）を採用することを決定した。また業者選定基準及び見積書徴取方法についても「要綱」で「委員会」において決定する旨を規定した。 □契約書に記載する事項の未記載、押印漏れなど契約手続きにおける不備の発生防止策の実施

		・管理方法の改正 契約書管理表（契約全体が一元的に管理できる表）を新たに設置し、可視化した。 ・チェック検証体制の整備 NI コラボ（電子決裁システム）を導入し、複数人でチェックできる体制とした。
情報の共有	措置状況に関する周知	令和6年5月31日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘事項に対する措置状況等報告書**

項目番号	第２	６．東京ドームグループについて
監査結果報告における指摘事項		
(１) 防火設備の保守点検について 実施が義務付けられている防火設備定期点検が実施されていなかった。 巣鴨体育館は不特定多数の方が利用する施設であり、地下２階地上２階の多層階の建物である。利用者が安心して使用するため、各設備点検については法令を遵守し計画的に実施しなければならない。今後、定期点検を怠ることのないよう確実に実施するとともに、報告書についても遅滞なく提出されたい。 (対象課：文化デザイン課、学習・スポーツ課)		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		東京ドームグループ
原因・理由・背景 などの事情説明		消防設備点検と同時実施を計画し、同時点検を下請けへ依頼していたが、実際は防火設備点検だけ抜けていた。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和５年度中
	誰が (どこが)	構成団体である株式会社東京ドームファシリティーズが
	何を (どこを)	防火設備点検の年間計画及び実施手配と点検立会、進捗確認、報告書確認を
	どのように 措置（改善） した（する）	年１回の定期的な防火設備点検を年間計画として実施する。 令和５年度：令和６年１月１２日（金）実施済み 令和６年度：令和７年１月実施予定
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和６年３月２４日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指導事項に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	5. 株式会社 図書館流通センターについて
監査結果報告における指導事項		
(1) 備品台帳の作成について 各指定管理施設における備品の管理を調査したところ、1 件 50 万円以上の物品を指定備品として登録していた。指定備品については、平成 27 年 4 月 1 日付けで、1 件 50 万円以上から 100 万円以上に基準価格が改定されている。改定に伴い 100 万円未満の備品は指定備品から通常備品となるため、「備品整理表」及び「物品現在高調書兼物品引渡書」の記載の変更が必要である。各指定管理施設の同書類について、速やかに変更処理をされたい。 (対象課：図書館課)		

上記の指導事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		文化商工部 図書館課
原因・理由・背景 などの事情説明		(1) 備品台帳の作成について 平成 27 年 4 月 1 日付で改訂されてから、「物品現在高調書兼物品引渡書」の記載を変更していなかった。本指摘があるまで担当は、記載の変更がなされていないことに気づかず、古い様式のまま指定管理者に書類の作成を依頼していた。また、「備品整理票」は、改訂に伴い 100 万以上の備品について作成されていた。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 6 年 3 月 31 日
	誰が (どこが)	図書館課が
	何を (どこを)	株式会社図書館流通センターに、「物品現在高調書兼物品引渡書」の様式の変更を
	どのように 措置 (改善) した (する)	「物品現在高調書兼物品引渡書」の記載を変更し、指定管理者に正しい様式で書類を作成するよう依頼した。令和 5 年度末に提出された「物品現在高調書兼物品引渡書」は変更後の様式で提出済みである。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和 6 年 3 月 31 日 周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第２	１．ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ
監査結果報告における意見・要望事項		
(１) 防犯カメラの設置について 現在、総合体育場及び西巣鴨体育場には防犯カメラの設置がない。区では「豊島区庁舎等の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、公共施設等への防犯カメラの設置を進めている。 防犯カメラの設置は犯罪やトラブルの未然防止、不審者の発見・監視、施設利用者の安全安心等に有効である。 総合体育場及び西巣鴨体育場はスポーツ施設として不特定多数の方が利用し、施設内での現金の授受などを勘案すると、防犯カメラの設置による事故防止等の効果は大きいと考えられる。施設利用者の安全安心はもとより、的確な施設運営のため、施設改修を待つばかりではなく、様々な機会を捉えて、区と指定管理者で調整を図り、防犯カメラの設置に取り組まれない。 (対象課：学習・スポーツ課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		学習・スポーツ課
原因・理由・背景 などの事情説明		当該施設は建築年が古く、開設当初より防犯カメラが未設置の状態にある。建て替えの計画があるため、改築に合わせ防犯カメラの設置を検討していたところである。
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和６年度中
	誰が (どこが)	学習・スポーツ課と次期指定管理者が
	何を (どこを)	防犯カメラの設置を
	どのように 措置(改善) した(する)	「総合体育場・西巣鴨体育場・荒川野球場」については、令和６年７月１７日より、次期指定管理者を公募しているところである。施設改修に限らず、次期指定管理者の更新(指定管理料の見直し含む)のタイミングを捉え、リース又はレンタルによる防犯カメラの設置について、検討・協議を行う予定である。
情 報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和６年４月１日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	1. ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ
監査結果報告における意見・要望事項		
(2) スポーツ振興施策推進事業の取組みについて 令和４年度のスポーツ振興施策推進事業における実績は、計画時の予算 122 万 5 千円に対して決算額は 20 万 9 千円であり、執行率 17.1%と新型コロナウイルス感染症の影響により極めて低い水準の事業実績となった。指定管理者の公募要項では、スポーツ振興施策推進事業を区との協働事業とし、年度協定及び業務基準によりジュニア・スポーツリーダー育成事業及びシニアスポーツ振興事業の実施を位置付けている。 令和４年度は新型コロナウイルス感染症による社会的な制約から抜け出せない時期ではあったが、他の指定管理施設では同様のスポーツ振興施策推進事業の実績を上げている事例も見受けられた。令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が分類上５類感染症に移行し日常生活が回復する中、指定管理者は年度協定等で定めた両事業の着実な実施に努められたい。また所管課においては協働事業者として、指定管理者の実施に対して必要な支援を行われない。 (対象課：学習・スポーツ課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		学習・スポーツ課
原因・理由・背景 などの事情説明		コロナ禍においては、スポーツ庁の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、事業の縮小を余儀なくされた。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和６年４月より
	誰が (どこが)	学習・スポーツ課が
	何を (どこを)	スポーツ振興施策推進事業を
	どのように 措置（改善） した（する）	子どもレターの意見や豊島区民による事業提案制度を踏まえ、事業内容や予算の拡充に努めた。既存事業の拡充により、令和６年１０月１４日の「としまスポーツまつり 2024」でのトップアスリートとの交流事業に加え、子どもの居場所・遊び場づくりとして、通年（夏季期間及び祝日を除く）で野球場の無料開放を実施した。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和６年４月１日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	2. ピーウォッシュ・アズビル共同事業体について
監査結果報告における意見・要望事項		
(1) 危害防止装置の設置について 法定点検である防火設備定期検査で、地下 2 階ほか 8 階層の防火設備（防火シャッター）に危害防止装置が未設置であることが報告されている。危害防止装置は防火シャッターが作動した際に、挟まれ事故を防止するための装置で、平成 17 年 12 月の建築基準法施行令の改正により設置が義務付けられた。 ピーウォッシュ・アズビル共同事業体が指定管理する「健康プラザとしま」は、この法令改正前の建築物であり既存不適格の扱いとなるため、ただちに違法というわけではない。 しかし、同施設はスポーツセンターの他に健康診査センター、コミュニティセンターなどによる大規模な複合施設であり、日々、多くの利用者が訪れる。平成 10 年以降、国内においては防火シャッター等による児童の死亡事故が数件発生している状況等も鑑み、既存設備への後付けや注意喚起装置の設置などの安全対策を検討されたい。 （対象課：学習・スポーツ課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		学習・スポーツ課
原因・理由・背景 などの事情説明		防火設備定期検査において、館内 15 箇所の防火シャッターに対し、挟まれ事故を防止するための装置が未設置との報告を受けている。当該施設は平成 11 年の開設から 25 年以上経過しており、この間大規模改修を行っていないため、法令改正前の建築物として既存不適格の扱いとなっている。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 6 年度末までに
	誰が (どこが)	学習・スポーツ課及びピーウォッシュ・アズビル共同事業体が
	何を (どこを)	防火シャッターを
	どのように 措置（改善） した（する）	危険防止装置の設置について、指定管理者と連携を図り、修繕での対応含め、代替方法を検討する。また、大規模改修工事の時期を捉え、防火シャッターの更新等、安全対策を検討する。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和 6 年 4 月 1 日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	3. 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(1) 豊島区社会福祉事業団の今後の運営について ① 豊島区社会福祉事業団の経営改革について 事業団の経営状況は、令和４年度に各種支援等による一時的な回復を示しているものの、平成 25 年度から令和３年度まで９年連続で赤字決算が続いている。新型コロナウイルス感染症による社会経済活動混乱期の前から赤字決算が常態化しており憂慮すべき経営状態である。 これに対して事業団は、令和３年３月にコロナ禍を踏まえた「経営改革中期計画（令和３年度～令和７年度）」を策定し経営改革に着手した。 しかし、令和３年度及び令和４年度の収支実態は計画上の財政見通しと乖離が生じて実質的に悪化している。また、実施できなくなった保育園の開設による収支見込みなどが同計画に計上されており、令和５年度以降の収支計画には大きな修正要素が含まれている。さらに施設の老朽化に伴う施設改修への対応、施設建替え資金の流用、新型コロナウイルス貸付金の返済の開始、依然として続く物価の高騰などにより、経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増すことが確実視される。 事業団は、経営改革中期計画による成果を確実なものとするため、各年度における精緻な分析と評価を行うことはもとより、実態に即した計画の補正を行い進捗管理を徹底することが不可欠である。 こうしたことを踏まえ、外部の専門機関に委託している経営診断も効果的に活用し、現実かつ具体的な対応策を講じることで、恒常的な赤字経営体質から早期に脱却し、堅実な経営のもとで社会福祉事業団としての公的責任を果たされたい。 (対象課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	
原因・理由・背景 などの事情説明	事業団は、令和2年度に大幅な赤字決算となったことを契機に、赤字からの脱却に向けた経営構造の改革を本格的に開始した。3年度はまず、人件費削減を中心に収支改善のための緊急対策（定期昇給の見送り、派遣職員・時間外勤務の抑制等）を実施した。 以降、外部コンサルの協力を得ながら、80%を超える人件費率の低減に向け、高収入職員の給与削減や賞与率の引き下げ、職員数の削減など、抜本的な経営構造改革を進めてきた。5年度からは、収益確保の増強に向け、特養入院者減少のための対策やデイサービスのフリードライバー設置など利用率向上策を開始した。 これらの取組みにより、令和6年度の人件費率は71%程度となる見込みである。また、業務改善や利用率向上の取組みにより、特養、デイサービスの収益も増加傾向にある。 経営改革中期計画については、策定後、計画していた保育園の受託を断念せざるを得なくなったことやコロナの感染拡大、物価高騰など、想定外の外部環境の変化により、実態との乖離が生じている。このため、令和6年度に大幅に見直し、その後は外部コンサルの経営診断を活用しながら毎年度分析、評価等を行うなど、PDCAサイクルの着実な実施により、赤字体質からの早期脱却と安定的な経営基盤の構築を目指すこととする。	
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和7年3月31日までに
	誰が (どこが)	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団が
	何を (どこを)	経営改革中期計画(改訂版)を
	どのように 措置(改善) した(する)	令和6年6月～8月 現計画期間(R3～現時点)における経営課題と進捗状況を整理した。 9月 新計画の計画期間、構成、方針等の計画等、計画策定に関する基本的な枠組みを検討した。 10月～ 基本的な枠組みに基づき、各項目の具体的な検討を開始。 令和7年3月の理事会にて決定予定。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和6年5月31日周知済

**令和5年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2	3. 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(1) 豊島区社会福祉事業団の今後の運営について ② 区の的確な指導・監督について 厚生労働省は、地方公共団体による社会福祉事業団等の適切な指導監督のために「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準」を発出している。この基準により社会福祉事業団は公的責任の明確化と経営の合理化に資することとされている。また、事業団の役割について示されており、『事業団は地域における社会福祉事業の担い手として、重要な役割を果たすことが期待されるものであることから、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取組みを行われない。』としている。したがって、事業団の健全な経営とともに地域の社会福祉事業における重要な役割と先駆的取組みに対して、区の指導監督が的確に行われる必要がある。 事業団は、超高齢社会における介護需要の高まりと多様なニーズの保育事業へ対応する重要な運営拠点として、地域の期待と要望を担っている。事業団の健全な財務体質への回復とともに、区民ニーズに的確に応える事業展開、さらには社会福祉事業の先駆者として地域での役割の発揮など、区は関連部署が相互に連携し、総合的かつ効果的な福祉事業の展開を見据えて適切に対応されたい。 (対象課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		福祉総務課、高齢者福祉課、保育課
原因・理由・背景 などの事情説明		事業団は令和3年度以降、抜本的な経営構造改革に向け、職員の給与削減等の人件費削減や施設での業務改善、営業強化、利用率向上の取組みなど、様々な対策を進めてきた。その結果、6年度は人件費率が全国平均に近づくとともに、各事業の利用率の改善が進むなど、安定的な黒字化に向け取組みを進めている。 また、事業団は、地域福祉の重要な役割である地域包括支援センター及び保育園の運営を区から受託し、区民ニーズの収集にも取り組んでいる。こうしたニーズを基に、入浴特化型デイサービスモデル事業の実施や、豊島区介護予防・日常生活支援総合事業従事者(家事援助スタッフ)育成研修など、先駆的な事業に取り組んでいる。 一方で、老朽化する施設の改修・更新資金の確保や赤字が続く事業の見直しが課題となっている。厚生労働省は、公的責任を有する、地域における社会福祉事業の担い手として事業団を位置づけ、一般の民間社会福祉法人とは異なる役割と公的責任を待つ団体であるとしている。 事業団からは、高齢化が進む中で事業団が期待される役割を確実に果たしていくため、今後想定される多額の施設改修費用や採算性の悪い施設に対して、現状の財政状況では区からの支援を求められている。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	事業団との緊密な連携については実施済のため、引き続き対応していく。その他の対応については、速やかな対応を図る。
	誰が (どこが)	福祉総務課、高齢者福祉課、保育課が
	何を (どこを)	区の的確な指導・監督を

	どのように措置（改善）した（する）	社会福祉事業団は、地域福祉の担い手として、区民ニーズに応える事業展開が期待されている。事業団との緊密な連携のもと、福祉事業のさらなる展開を図ってまいりたい。 また、事業団の健全な財務体質への回復に向けて、人件費の抑制や施設老朽化への対応が計画的に行われるよう、的確に指導・監督を行っていく。施設改修や採算性の悪い施設に対する支援について、まずは区からの補助金に依存することのない、安定した法人運営ができるよう指導・監督を行い、区からの支援について引き続き検討を進めていく。
情報の共有	措置状況に関する周知	令和6年8月15日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第２	４．公益財団法人 としま未来文化財団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(１) 資産の積立について としま未来文化財団（以下、未来文化財団）の特定資産の資産残高は、令和３年度末の４億３千万円に対して、令和４年度末は５億２千万円と９千万円の増資となっている。 公益法人は、“公益目的事業の収益が、公益目的事業を実施する際に生じる適正な費用を超えない。”という収支相償を基本とし、財務規律上では、法人が保有する公益に活用されるべき資金は、過大に蓄積・滞留することなく効果的に活用することが重要であるとされている。この趣旨に基づけば、特定事業への積立資産の規模が適正な範囲内にあるのか、その原資を形成する各事業決算の状況を踏まえて慎重に判断する必要がある。 未来文化財団の主な収益は、① 指定管理業務における成果配分、② 区からの受託事業及び③ 自主事業の利益である。営利事業が制限される公益法人として、①から③の単年度収益により９千万円の積立資産を生み出したことになる。また、通常であれば事業補助に伴う過大な収益は想定できないが、未来文化財団は区から多くの補助金を受けている。 区が発注する指定管理料と委託経費については、さらに厳しく精査する必要がある。特に、法令により区から未来文化財団に発注する一定額までの契約は主管課による随意契約が可能であるため、精緻な見積もりに基づき契約額を決定しなければ、不相応な余剰額が発生することになりかねない。 未来文化財団の自主事業に対する補助金についても、適正な補助金額を精査することが欠かせない。そのためには、申請時の見積もりはもとより、清算時における詳細な実績報告の提示を区が受け、補助金額確定の精査をすることが不可欠である。 こうしたことを踏まえ、区が発注する契約等（指定管理料、委託経費、補助金交付）にあたっては、積算根拠や支出状況等をさらに精査し、事後の清算を含めて適正な手続きがなされているかの側面から厳格に対応することが肝要である。このことに対して、未来文化財団は資産増加の原因分析を行うとともに、適正な資産額の算定と特定事業積立資産の適正化の方針の策定について取組みを進めており、令和６年度より改善される見込みであることが確認された。 今後、未来文化財団は、公益法人として積み立てを要する資産について目的と活用計画をより明確にし、過大な資産形成とならないよう留意されたい。 （対象課：文化デザイン課、学習・スポーツ課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		文化デザイン課
原因・理由・背景 などの事情説明		令和元年度以降、としま未来文化財団の受託事業において、新規施設の立ち上げやコロナ禍の影響により、正確な運営経費の見積もりが難しく、多くの収支差額が発生している。公益財団法人であるとしま未来文化財団は、収支相償の原則に基づき、この収支差額を特定資産（周年事業用の積立資産）として積み立てている。
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和7年度内までに
	誰が (どこが)	文化デザイン課及び公益財団法人 としま未来文化財団が
	何を (どこを)	特定資産（周年事業用等の積立資産）を
	どのように 措置（改善） した（する）	現在、積立資産の適正化に向けた取組みをとしま未来文化財団とともに進めている。 まず、特定資産の過剰な積立が発生しないようにするため、指定管理料及び委託料の精査体制をさらに強化していく。 特に、新規施設の立ち上げやコロナ禍においては、指定管理や委託事業における人件費の精査が不十分だったため、多くの収支差額が発生していた。この点を踏まえ、対策を講じていく。 具体的には、令和7年度の予算編成に際して、区から発注する委託や指定管理に係る事業について、文化デザイン課が調査・取りまとめを行う。この調査により、次年度以降の発注予定を事前に把握し、調査結果を基に職員数と人件費の整合性を確保する。また、継続的な調査を通じて、複数年度にわたる人件費の増減や職員数の変動を比較できるようにする。これにより、これまで各課で個別に査定されていた人件費を一括管理し、特定財源が過剰に積み上がらない仕組みを構築する。 また、積立資産の規模が適正な範囲内にあるかどうかについては、引き続き財団の決算を精査し、財団との協議を重ねて検討していく。
情 報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和6年3月31日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	4. 公益財団法人 としま未来文化財団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(2) 成果分配について 令和４年度の指定管理料の成果分配に係る収支差額は１億 245 万円で、基本協定に基づく成果分配は区と指定管理者が折半のため双方の収益は各々5,122 万円であった。成果分配は、豊島区指定管理者制度運用指針で定める原則に基づき折半としているが、としま区民センター及び芸術文化劇場については立地条件や備付設備等が好条件であることから相当額の利用料収入が収支報告されている。また、舞台芸術交流センター、地域文化創造館は利用率が 50%前後であるにもかかわらず、成果分配が発生する状況である。 今後、前述の「積立資産について」で記載した収支相償の原則と、公の施設の利用料という点を踏まえ、より適正な成果分配についての調整が必要である。今後の成果分配のあり方を確認したところ、令和５年度において区と未来文化財団の協議により、令和６年度から成果分配比率が折半から、区が 9 割、未来文化財団が 1 割に是正することとなった。 区民センターや芸術文化劇場等のように集客性の高い施設における成果分配は、区、未来文化財団の双方において貴重な収入財源であるとともに、公の施設の管理運営収入から生じる収入という点を踏まえ、成果分配については今後も収支実態を適格に把握し、適宜、適正な分配状態を確保するよう努められたい。 (対象課：文化デザイン課、学習・スポーツ課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		文化デザイン課
原因・理由・背景 などの事情説明		としま区民センター及び芸術文化劇場は平成 31 年 4 月、舞台芸術交流センターは令和 3 年 4 月に、としま未来文化財団と 5 年間の指定管理の協定を締結。令和元年 11 月に開設したとしま区民センター・芸術文化劇場は、開設直後にコロナ禍が発生し、想定していた公演や管理運営が実施されなかったため、想定外の収支差額及び成果分配が生じた。 地域文化創造館は、平成 31 年 4 月からとしま未来文化財団と 5 年間の指定管理の協定を締結。利用率が 50%前後ではあるが、必要な人材が補充できなかったこともあり人件費が抑制された分成果分配が生じたと認識している。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 6 年 4 月 1 日
	誰が (どこが)	文化デザイン課及び公益財団法人 としま未来文化財団が
	何を (どこを)	「としま区民センター・豊島区立芸術文化劇場管理業務基本協定書」、 「豊島区立地域文化創造館管理業務基本協定書」を
	どのように 措置 (改善) した (する)	上記基本協定に成果分配の割合を次の通り記載した。「指定管理料算定基準となる収入及び支出において、収入実績が支出実績を上回る場合の収支差額 (収入から支出を控除した額をいう。) は、100 分の 10 を乗じて得た額 (小数点以下切り捨て) をとしま未来文化財団へ配分し、その額を超える部分については区へ配分するものとする。」 令和 6 年の収支から、上記割合が適用される。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和 6 年 3 月 31 日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第２	４．公益財団法人 としま未来文化財団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(３) 特別協定による事業の追加について 令和４年度に区と未来文化財団で、事業に関わる特別協定が３件締結されている。特別協定は年度協定に定めのない、あるいは定めた業務範囲を超える内容等において別途、協定を締結するものである。 通常、指定管理業務の範囲に加えて個別事業を委託する場合は、公募要項に記載し、年度協定、業務基準で内容を具体的に定めるものである。 したがって、協定締結後に、公募要項に記載のない内容を安易に特別協定として付加することは、本来の公募要項の公平性を欠く事にもなりかねない。 ３件の特別協定のうち２件は公演事業であり、指定管理者として対応すべきか、若しくは、未来文化財団への委託事業とするべきかについても整理されていないと判断される。 今後、指定管理者に対して事業を追加する場合は、追加の是非を含めて慎重に協議し対応されたい。 (対象課：文化デザイン課、学習・スポーツ課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		文化デザイン課
原因・理由・背景 などの事情説明		令和４年度に芸術文化劇場指定管理者と特別協定を締結した２公演は、当劇場で実施された公演である。当該特別協定の内容は、豊島区立芸術文化劇場条例第３条に定められた指定管理者の業務の内、同条１項１号の「舞台芸術の公演に関する業務」に該当する。また、特別協定の内容は、年度協定に基づいて通常公演時に指定管理者の業務とされている内容と同一のものを含んでいるため特別協定を締結した。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和６年度中に
	誰が (どこが)	文化デザイン課及び公益財団法人 としま未来文化財団が
	何を (どこを)	中学生鑑賞教室を
	どのように 措置(改善) した(する)	特別協定を締結していた「中学生鑑賞教室」を、令和６年度より教育委員会がとしま未来文化財団と委託契約を締結する。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和６年３月３１日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第２	４．公益財団法人 としま未来文化財団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(４) 補助金交付制度及び対象事業の整理について 補助金制度は、区の政策等を推進するために、その目的に合致する団体や個人の事業経費を支援するものである。対象事業の全額を補助する場合もあるが、補助対象経費に対して限度額や補助率を設定して補助金を定めることが通例であり、主体は補助事業を実施する団体又は個人である。 区は、未来文化財団の数多くの事業に対して補助金を交付している。事業費に対する補助金の割合は 10 割のものと、未来文化財団の自主財源を一部投じるものがある。 未来文化財団は多くの事業を区からの全額補助により実施している。中には区が未来文化財団に対して事業を移管し、未来文化財団の事業として継続している事業もある。区の政策等を推進する補助制度の主旨を踏まえれば、特に全額を補助する事業に対しては、区の政策等の推進期間により補助金交付期限を設けるなど、補助対象事業の効果検証による補助金継続の判断が必要であると考えられる。事業継続を要する場合には、未来文化財団の補助事業と区の事業（委託契約など）の双方を比較考量し、その実施方法を判断することが望ましい。 また、経費の一部を補助する事業については、補助金申請時の自主財源に対して、実績報告ではその割合が低下している事例が見受けられた。補助金の限度額や補助率が明確でないことが要因であると考えられる。 この様な状況に対して、区は未来文化財団の事業経費に対する全件査定に着手し補助金についての再確認を行っていることが確認された。令和６年度も引き続き、補助金制度の精査とともに補助対象事業の整理について推進されたい。 （対象課：文化デザイン課、学習・スポーツ課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		文化デザイン課
原因・理由・背景 などの事情説明		補助金の限度額や補助率が明確でないことから、補助対象事業の整理を進めていく必要がある。
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和７年度内までに
	誰が (どこが)	文化デザイン課及び公益財団法人 としま未来文化財団が
	何を (どこを)	としま未来文化財団助成経費 としま未来文化財団事業助成経費、 としま未来文化財団助成経費 としま未来文化財団運営助成経費を
	どのように 措置（改善） した（する）	令和６年度においては、補助金事業の再構築を進めている。 これまで補助対象としてきた事業については、効果検証や過去の経緯を踏まえ、精査を行っている。また、長期間にわたって実施してきた事業については、その成熟度を考慮し、補助金交付額の設定が必要かどうかを検討する。さらに、令和６年度に区が策定する基本計画と連動させ、必要に応じて事業の新陳代謝を促進することで、区の方針に基づいた効果的な補助金の活用を目指していく。 また、事業の実施方法については、補助事業と区の直接事業（委託契約など）のメリット・デメリットを比較し、より効果的な実施方法を選択する。
情報 の 共 有	措置状況に関する周知	令和６年３月３１日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	4. 公益財団法人 としま未来文化財団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(5) 適正な定数管理及び給与制度について 令和３年度から令和４年度にかけて 23 名の職員を削減し、令和５年度には５名の職員を任用していることが確認された。職員数 126 名に対する 23 名の減員であり、18%以上の削減を行った直後に増員が行われているが、この削減と増員は計画的に実施されたものではないとの説明であった。 職員の定数管理は、組織を維持し事務事業を効果的、効率的に遂行するために必要な人員を過不足なく配置するものである。管理内容は、事務事業量の計測、定数の設定、職員の増減員及び配置転換等に伴う定数の変更等について、適正な統制等を行うことである。現在、未来文化財団は 100 名を超える職員数を有しながら、「職員定数管理計画」が策定されていないため、令和５年度より所管課と適正な定数管理の仕組みの構築について検討を開始したとのことである。職員定数管理は、今後の未来文化財団の組織運営と所要人件費など将来の経営方針にも大きく関わるものであり、計画的な職員の任用に向け、早急に作成されることを要望する。 なお、職員に関わる人件費は、区からの補助金、区が発注する委託等により賄われているという実態を鑑み、任用基準や給与額の設定については、区の人事・給与制度を参照し規則や規程などにより厳格に取り組まれない。特に、定年制度については改正法令が令和５年４月に施行され、区では給与、再任用の方法、役職定年の導入などが既に運用されていることから、未来文化財団においても適用する内容や基準について、令和６年度に検討する定数管理の協議において確実に反映されたい。 (対象課：文化デザイン課、学習・スポーツ課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		文化デザイン課
原因・理由・背景 などの事情説明		としま未来文化財団では、「職員定数管理計画」が策定されていないため、適正な定数管理の仕組みが求められている。また、財団職員の任用基準や給与額の設定についても、区の規則や規定を参考にし、厳格に対応することが求められている。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和６年度中に
	誰が (どこが)	公益財団法人 としま未来文化財団が
	何を (どこを)	職員定数管理計画を
	どのように 措置 (改善) した (する)	財団は、令和６年度中に「職員定数管理計画」の策定に向けた準備を進めている。具体的には、区から発注される委託事業や指定管理事業に基づき、現状の職員数を事業ごとに割り振り、事務量を考慮して人件費の整合性を確保する方針である。これにより、各事業における職員の過不足が明確になり、各課での配置転換の検討も可能となり、適正な人員管理が実現できる。 一方、財団では、令和３年度から４年度にかけての大量退職や、今後の指定管理事業の受諾状況が不透明であるため、安定した長期的な人員計画を立てることが難しい状況にある。そのため、中長期的な職員定数管理計画の策定には制約があるとの回答を受けている。 文化デザイン課としては、まず事務事業量の計測や定数の設定、職員の増減や配置転換に伴う定数の変更に資するため、財団の計画策定を支援する。その一環として、庁内の次年度発注業務を取りまとめ（現在調査中）、複数年度にわたる人件費の増減や職員数の変動を比較できる体制を

		整える。この取り組みにより、事務事業量の変化や職員配置の最適化を進め、適正な定数管理に向けて協力していく。 財団職員の任用基準や給与額については、区の人事・給与制度を情報提供し、規則や規程等の改定を求めていく。特に、給与額や再任用制度に関しては、区としてその必要性を理解しているものの、導入に伴う給与や手当の増額は、補助金や指定管理料、委託料の増額につながる可能性がある。そのため、まずは前述の職員定数管理計画の策定を求め、そのうえで財団職員の処遇改善と経費増加のバランスを考慮しながら、財団と協議を進めて慎重に検討していく方針である。
情報の共有	措置状況に関する周知	令和6年3月31日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	4. 公益財団法人 としま未来文化財団について
監査結果報告における意見・要望事項		
(6) 区の人件費支出の明確化について 区は、未来文化財団の人件費に対して、「管理部門人件費及び運営費」として1億2,647万円、「文化芸術の伸展に関する事業」等への事業費補助に係る人件費として5,988万円、合計で1億8,635万円の補助金を交付している。また補助金の他に、区が委託する事業や指定管理経費の中にも人件費相当額が含まれている。 決算における人件費を精査すると、管理費と事業費へ充当する仕分けが不明確であり、支出段階において補助金、委託料を合わせ人件費全体で重複して支出されていることが懸念される。この要因としては、適正な人員配置がなされていないこと、人件費算出において人員配置を業務量等で按分するなど複雑化し、区における確認が困難になっていることなどにあると考えられる。 未来文化財団の人件費については算定、支出等の明確化に向け、上記(5)の適正な定数管理の導入と合わせて、現在、補助金、委託料、指定管理料に振分けられている人件費の一元管理について検討が進められている。今後は人件費に係る人員管理及び算出基準を適正に実施するとともに、区は人件費の支出根拠や仕訳区分などをさらに明確化することなどにより説明責任を果たし、かつ厳格な経費の支出に努められたい。 (対象課：文化デザイン課、学習・スポーツ課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		文化デザイン課
原因・理由・背景 などの事情説明		人件費算出において人員配置を業務量等で按分するなど複雑化し、区における確認が困難になっている。
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和7年度内までに
	誰が (どこが)	文化デザイン課及び公益財団法人 としま未来文化財団
	何を (どこを)	各補助金事業・受託事業における人件費
	どのように 措置（改善） した（する）	としま未来文化財団と協力し、（５）適正な定数管理の仕組みとあわせて、人件費の明確化に向けた取組みを進めている。 具体的には、令和7年度の予算編成に際して、区から発注する委託や指定管理に係る事業について、文化デザイン課が調査・取りまとめを行う。この調査により、次年度以降の発注予定を事前に把握し、調査結果を基に職員数と人件費の整合性を確保する。また、継続的な調査を通じて、複数年度にわたる人件費の増減や職員数の変動を比較できるようにする。これにより、人件費算出の複雑化を解消し、管理の精度を向上させるとともに、業務量に基づく適正な人員配置を実現する。さらに、人件費重複支出のリスクを軽減し、経費管理の徹底を図る。 今後も、としま未来文化財団への支出の透明性を確保する取組みを進め、効率的な経費の支出を実現する。
情 報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和6年3月31日周知済

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第２	７．総括意見
監査結果報告における意見・要望事項		
(１) 外郭団体に対する区の関与のあり方について 今回の財政援助団体等監査において外郭団体としては、「社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団」及び「公益財団法人 としま未来文化財団」の２団体に対して監査を行った。監査により、幾つかの指摘事項が確認されるとともに意見・要望を述べるにあたり、団体に対する区の関与のあり方にも課題があるものと認識された。その中には、財政運営、組織人事など団体運営の根幹に関わり、区の責務として指導・調整が必要である事項も含まれている。このため、外郭団体に対する区の関与について整理する必要があると考えられる。 現在、区には当該２団体を含め７つの外郭団体がある。設立の目的や経緯は様々であるが、いずれの団体も出資・補助金等を受け、区の補完的あるいは代替的な業務を行っている。 区と外郭団体との関係について、「豊島区行政経営白書」では、外郭団体の定義や団体の経営状況を掲載し、「豊島区未来戦略推進プラン（計画事業偏）」では、外郭団体の見直しについて示している。しかし、外郭団体に対する区の指導基準など、指導、調整するための拠り所については未策定である。また、各団体に対する区の関与の度合いには差があると思われるが、それを明らかにする規定類がない。 こうしたことから、区の関与の度合いや区の補完機能としての役割などに応じて外郭団体を分類することにより、区と各外郭団体との関係性をより明確にするとともに、区が外郭団体を指導、調整する際の基準を見える化することにより、外郭団体に対する区の監督責任の明確化と各団体の健全な経営に取り組まれない。 （対象課：行政経営課・各所管課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体		行政経営課
原因・理由・背景 などの事情説明		外郭団体については、国や都による統一された定義があるものではなく、各自治体が独自の基準により定義付けしているものである。 そのため、外郭団体という括りでの区の関与については根拠がなく、指摘のとおり、出資・補助金等の他要素をもって対応するものである。 一方で、外郭団体に限らず出資・補助金等の関係がある団体に対する関与方法は整理されていない現状があり、全庁的な対応検討が必要なものである。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和６年度中に
	誰が (どこが)	行政経営課が
	何を (どこを)	出資・補助金等の区と外部団体との関わり方を
	どのように 措置（改善） した（する）	区と外部団体との関わりを出資・補助金等の類型ごとに整理する。 その上で、類型ごとの関与方法についてどういったことが可能な法的根拠を確認する。 その結果を各外郭団体に当てはめ、関与方法を検討する。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和７年３月３１日までに周知予定

**令和５年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	7. 総括意見
監査結果報告における意見・要望事項		
(2) 統一した方針に基づく指定管理者への対応について 新型コロナウイルス感染症の流行、世界情勢を背景とする物価の高騰や我が国における人件費増の流れ等により、令和２年度以降、指定管理者の施設運営、事業実施に大きな影響が顕現している。利用制限等による収入の減少、物価・光熱水費・人件費の高騰による支出の超過は、指定管理者の責によらず事業収支を悪化させている。 基本的に施設の利用制限等による収入の減少に対しては区からの補填措置が取られ、支出の超過に対しては協定に定める「リスクの負担」に基づく対応とされている。リスク分担の中における経済リスクは指定管理者の負担を原則として協定で定めているが、長期化する物価高騰や人件費増などへの対応について精査する必要がある。 令和５年度において、光熱費の高騰に伴う指定管理者への補填は、区に対して協議の申出のあった一部の施設に対して行われた。国は令和４年１０月に発出した「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」により、指定管理者の負担増加に対して、地方公共団体と指定管理者の間で協議に基づき適切に対応されたい旨が示されている。今回の一部の指定管理者に対する光熱費補填は、国の留意点に則り指定管理者との協議を経て対応したものであるが、利用料金収入の多寡の状況など指定管理施設の状況を踏まえた精査や補填対象とする明確な基準などが必要であったと思慮される。今般の様な事態に際しては、各所管課は指定管理者の収支状況や意見・要望を的確に把握し、区として統一した対応方針を明確にして対応するよう努められたい。 (対象課：行政経営課・各所管課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課 又は 対象団体	行政経営課	
原因・理由・背景 などの事情説明	協定に定める「リスクの負担」において、経済リスクは指定管理者の負担を原則としている。基本協定の「リスク分担」に係るただし書きにおいて「特別な事情により同表中の負担区分により難しい場合は、甲と乙が協議のうえ取り決める」こととしている。 ７施設の指定管理者より、ただし書きに基づき、光熱水費高騰に関する協議の申出があった。 当課において、光熱水費の消費者物価指数を調べたところ令和４年度は20ポイント以上上昇しており、それ以前に比べ、著しく上昇していることが確認できた。 指定管理者が年度当初に立てる収支計画や年度末の収支実績、光熱水費に係る量及び額を確認し、指定管理業務に係る収支差額の損失額を上限に、光熱水費の項目の実績額から計画額を差し引いた額を補てん額とした。 また、補正予算を上程にするにあたり、７施設以外の各所管課に対し、収支状況に関する指定管理者からの申出や意見、要望が口頭、文書を問わずあったかを電話等で確認した。	
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和６年度中に
	誰が (どこが)	行政経営課が
	何を (どこを)	物価高騰や人件費増への対応と収支状況の把握を

	どのように 措置（改善） した（する）	運用指針では、選定にあたり公募要項に指定管理料の上限額を記載することとなっている。令和6年度の選定では、物価高騰や人件費増について、直近の上昇率を参考に加算し査定した。 公募時において5年間の総額を上限額とし、公募の提案の中で5年間の収支計画と、指定期間における人件費や物価高騰の考え方について事業者としての考え方を確認している。 しかしながら、今後の物価高騰や賃上げ幅は推測が及ばないことから、他自治体の状況を注視しながら物価上昇スライドの導入等も引き続き検討したいと考えている。 また、各所管課に指定管理者の収支状況等の把握し丁寧な渉外を行うよう年度末通知する。
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年3月31日までに周知予定